

岩手県告示第 635 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 7 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 281 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市大川目第 11 地割 5 番 2 地先から第 12 地割 86 番 1 地先まで	新	m 19.2~7.2	m 67.4
	旧	6.7~5.2	67.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	
陸前高田市高田町字柄ヶ沢 42 番 1 地先から 43 番 1 地先まで	新	B m 24.6~19.6	m 115.5	
	旧	A	47.6~29.2	115.5
		B	47.6~29.2	115.5
陸前高田市竹駒町字相川 204 番 10 地先から 23 番 1 地先まで	新	B 61.2~21.4	482.0	
陸前高田市竹駒町字相川 100 番 5 地先から 25 番 1 地先まで	旧	A 32.8~12.6	420.4	
陸前高田市竹駒町字相川 204 番 10 地先から 23 番 1 地先まで		B 61.2~21.4	482.0	

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで